

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社土橋工務店	代表者氏名	土橋 正行
主たる営業所の所在地	南佐久郡小海町大字小海945番地		
許可番号	長野県知事（般-24） 第20167号	許可を受けている 建設業の種類	建、大、屋、夕、内

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成28年7月14日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）		
処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部 2 期間 平成28年7月28日から平成28年8月3日までの7日間			
処分の原因となった事実	無許可営業		
有限会社土橋工務店は、建設業法第3条第1項の規定による電気工事業の許可を受けていないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない電気工事を請け負った。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。			
その他参考となる事項			